

社会福祉施設等施設整備（国庫補助）の評価の着眼点

評価項目		評価の着眼点	配点
ア	選定実績	補助対象施設・法人の選定が偏っていないか。 過去3年以内に採択辞退・補助協議の打ち切り等はないか（減点あり）。	3
イ	国庫補助協議基準との整合性	国通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」の整備方針に整合しているか。	3
ウ	本市施設整備計画との整合性	第7期神戸市障がい福祉計画に掲げた課題や成果目標の達成等に資する施設整備か。 【新規開設・創設】 日中サービス支援型グループホームか、又は重症心身障害・強度行動障害の方に対応した施設か。 【改築・大規模改修等】 多床室の個室化など、施設利用者の居住環境の改善や感染症対策を進めるための改修か。	6
エ	設置主体の適格性	法人に障害福祉サービス等の運営実績はあるか。 過去3年以内に法に基づく勧告等の処分を受けていないか（減点あり）。 ※申請時点で法人格を取得していない場合は審査対象外	3
オ	建設用地確保の確実性 又は 施設改修等の必要性	【新規開設・創設】 用地を確実に確保できる見込みがあるか。 ※用地の確保について書面で確認できない場合は審査対象外 【改築・大規模改修等】 施設・設備の整備・設置から10年以上経過しているか。	3
カ	整備資金調達の確実性	確実に資金調達できる見込みがあるか。「民間社会福祉施設整備の手引き」に定める自己資金を有しているか。 ※民間社会福祉施設整備の手引きに定める自己資金を有していない場合は審査対象外	3
キ	周辺環境の適否	【新規開設・創設】 土砂災害警戒区域、浸水想定区域に含まれていないか。 市街化調整区域の場合、都市計画法に基づく開発許可等が見込めるか。 【改築・大規模改修】 イエローゾーン等に立地している場合、災害時を想定した避難計画等を作成しているか。 ※レッドゾーンの場合は審査対象外	3
ク	区・地域の特性などの個別事情による整備の必要性（施設管理・防災上の必要性）	【新規開設・創設】 市東部（東灘区・灘区・中央区）におけるグループホームの整備か。 整備する地域で利用ニーズが見込めるか（当該障害サービス事業所が不足しているか） 【改築・大規模改修等】 施設の耐震化や非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修か。 消防設備の更新など利用者の安全を確保するための改修か。	6
合 計			30

※点数が同点の場合は、日中サービス支援型グループホーム又は市東部におけるグループホームの整備か、整備する地域で利用ニーズが見込めるか、入所施設等によっては多床室の個室化を図る改修か、耐震化その他災害対策に関する改修か、設置年度が古いこと等により緊急度が高いか、等を優先する。